

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

医療費通知書を年2回お届けします

医療費通知書は、ご自身が受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。例年、年1回医療費通知書をお送りしていましたが、今年度から医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方の利便性向上のために、年2回お送りします。

まず、1月～11月診療分を2月中旬に、残りの12月診療分を3月中旬にお送りします。2月中に確定申告される方は、11カ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年2月9日からマイナポータルで取得できます。不明な点は、2月上旬から設置するコールセンターへお問い合わせください。

*コールセンターの電話番号は、医療費通知書の封筒に掲載します。

高額療養費（外来年間合算）制度について

支給対象者…令和7年7月31日時点で後期高齢者医療資格確認書の窓口負担割合が1割および2割の方

対象期間…令和6年8月1日～令和7年7月31日

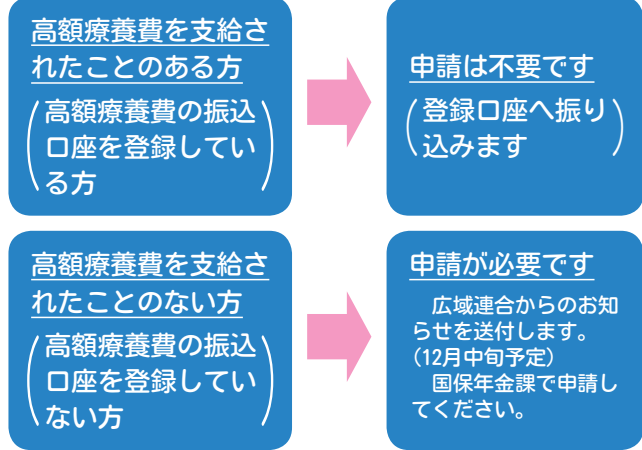
支給額…対象期間中の外来診療における自己負担額の合計から、高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

*申請に必要なものは、広域連合からのお知らせにてご案内しています。

*対象期間中に市に転入した場合や、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象となる方はお問い合わせください。

問い合わせ先…青森県後期高齢者医療広域連合 Tel.017-721-3821

支給申請の要否



新たに後期高齢者医療制度に加入する方へ

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めることになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も改めて手続きが必要です。

問い合わせ先…国保年金課 内線2346



五所川原市を応援します!!

60歳を過ぎててもまだ働けるかしら…

ねえねえ! 私たちと一緒に働かない?

働くヨロコビがここにある。

60歳からの助だち人生

五所川原市シルバー人材センター
☎0173-34-8844
五所川原市一ツ谷503-5

◎広報有料広告